2018年11月9日

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号

株式会社 滋賀銀行

取締役頭取　高橋　祥二郎

第132期中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、2018年11月9日開催の当行取締役会決議により、第132期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますのでご通知申しあげます。

敬 具

記

当行定款第42条の規定にもとづき、2018年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金　　1株につき金4円
（普通配当3円50銭、創立85周年記念配当50銭）
2. 効力発生日（支払開始日）　2018年12月7日（金）

以 上

中間配当金および端数株式処分代金のお支払いについて

1. 2018年10月1日をもって、普通株式5株を1株に併合いたしましたが、第132期中間配当金につきましては、基準日が2018年9月30日であるため、株式併合前の株式数に基づき、お支払いいたします。
2. 株式併合の結果、1株未満の端数が生じました株主さまには、端数に応じて端数株式処分代金をお支払いいたします。
3. 中間配当金および端数株式処分代金に関する書類につきましては、きたる12月6日にお届出住所あてにご送付申しあげます。